文 教 厚 生 委 員 会 記 録 <第3号>

平成25年第6回沖縄県議会(9月定例会)

平成25年10月7日(月曜日)

沖縄 県議会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録く第3号>

開会の日時

年月日 平成25年10月7日 月曜日

開 会 午前10時5分 散 会 午前10時30分

場所

第2委員会室

議 題

- 1 審査日程の変更について(追加議題)
- 2 甲第2号議案 平成25年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)
- 3 乙第3号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づく り条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 7 乙第9号議案 財産の取得について
- 8 乙第12号議案 沖縄県離島医療組合規約の一部変更について
- 9 陳情平成24年第74号、同第79号、同第83号、同第85号の2、同第86号、同 第89号、同第101号、同第104号、同第106号、同第107号、同第108号、同第 110号、同第120号、同第132号、同第140号の3、同第156号、同第160号、同 第174号、同第178号、同第186号、同第194号、同第198号の2、同第202号、 第1号、第6号の2、第28号の2、第32号、第36号、第37号、第49号、第50 号の3、第55号、第56号、第74号、第82号、第104号の3、第106号、第111

号、第115号、第116号、第118号の2、第119号、第120号及び第121号 10 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に係る審査日程について(追加 議題)

11 閉会中継続審査(調査)について

.....

出席委員

委 員 長 呉 屋 宏 君 副委員長 狩 俣 信 子 さん 委 員 又 吉 清 君 義 委 員 島袋 大 君 之 君 委 員 照 屋 守 委 員 新田宜明君 委 員 赤嶺 昇 君 委 員 則 君 糸 洲 朝 委 員 西 銘 純 恵さん 委 員 比 嘉 京 子 さん 委 員 嶺 井 光 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

〇呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の審査日程に変更がありますので、休憩をして協議を行いたいと思います。

休憩いたします。

(休憩中に、台風接近のため業務停止命令が10時30分から発令されるこ

とから、本日は議案の採決のみを行うことで協議を行った結果、意見 の一致を見た。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

本日は日程を変更して福祉保健部、病院事業局及び教育委員会の陳情審査は行いません。議案のみの採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。 休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県子ども・子育て会議設置条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第3号議案沖縄県子ども・子育て会議設置条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

〇呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第5号議案沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第5号議案沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

〇呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第6号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第6号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

〇呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第4号議案の条例議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は、可決されました。

次に、乙第9号議案及び乙第号12議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案及び乙第12号議案は可決されました。

次に、甲第2号議案の予算議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は可決されました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。 先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情44件とお手元 に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件 として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。休憩いたします。

(休憩中に、先ほど閉会中継続審査及び調査事件として決定した本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についての審査日程についてを議題に追加することについて協議を行った)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についての審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。 休憩いたします。

> (休憩中に、審査日程案について事務局より説明した後、協議を行った 結果、審査日程については案のとおり実施することで意見の一致を見 た。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月16日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 呉屋 宏